

平成29年度第2回
箕面市国民健康保険運営協議会
(国保広域化編)

平成29年11月7日

箕面市市民部国民健康保険室

目次

1. 府国保運営方針（たたき台）に対する北摂4市要望 1
2. 府国保運営方針（素案）の概要 2
- 3-1. 府保険料試算1回目（2月分）について 3
- 3-2. 府保険料試算2回目（10月分）について 4
4. 今後のスケジュール（予定） 5

1. 府国保運営方針(たたき台)に対する北摂4市の申し入れ

- 府国保運営方針について、これまで府国保広域化調整会議で議論され、その情報を元に市町村でも議論されてきた結果、内容が「骨子」から「たたき台」に修正されました。
- その内容については、まだまだ各市町村の意見等が十分反映されているとは言い難い状況であることから、北摂近隣4市長連名で、10月13日付けで府に申し入れを行いました。
- 10月17日開催の府市長会定例会において、府が4市の申し入れ事項を一定受け入れ、10月30日付けで府国保運営方針（素案）を公表しました。

大阪府への4市からの申し入れ事項（抜粋）

10月13日

吹田市長・高槻市長・茨木市長・箕面市長

- 1 事業費納付金の算定に、収納率の向上や医療費の適正化など、これまで重ねてきた各市町村の努力を反映すること
- 2 仮に反映できない場合には、次の事項について、市の裁量を認めること
 - 保険者努力支援分として交付される財源の用途
 - 過年度（滞納分）保険料の収納額等の財源の用途
 - 保険料の賦課割合や減免等の設定
- 3 3年後の制度見直し時に、医療費水準を含め本申入事項と共通基準が及ぼす被保険者への影響を検証すること
- 4 府がリーダーシップを発揮し、収納対策や医療費適正化の取り組み強化、保険者努力支援制度(*)の財源を活用し、保険料率の上昇を最大限抑制し、持続可能な制度とすること

※保険者努力支援制度とは、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援

府が認めたもの

6年間の激変緩和措置が設定され、以下の取扱いが認められたとともに、その中間年である3年後に医療費適正化の取り組みなどを検証のうえ、必要に応じ府国保運営方針が見直されることとなった。

- 1 保険料緩和措置（一般会計からの繰入は除く）
 - H30年度・・・広域化による影響額の9/10を措置予定

広域化による影響額	3,254円(大阪府の第1次試算による)
保険料緩和措置(9/10)	▲2,929円
実影響額	325円

- 2 保険者努力に対して支払われる交付金
 - 交付金配分の評価指標が大きく3つあるうち、医療費適正化が重点配分に位置づけられた。
 - 市の医療費水準（実績）と前年度からの改善効果の両面が評価され交付されることとなった。
 - 交付される財源の用途は、市町村の判断に委ねられた。（保険料への充当も可能）

2. 府国民健康保険運営方針(素案)のポイント

I 基本的事項

- 目的 府と市町村の適切な役割分担の下、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村国保事業の広域化及び効率化を推進するための統一的な方針として策定
- 対象期間 H30.4.1～H33.3.31の3年間

II 府における国保制度の運営に関する基本的な考え方

- オール大阪で広域化
- 持続可能な制度の構築

<運営方針に盛り込む二本柱>

- ・被保険者間の負担の公平化をめざす
- ・健康づくり、医療費適正化へのインセンティブの強化

III 国保の医療に要する費用・財政見通し

- 決算補填目的の法定外一般会計繰入と累積赤字の計画的な解消 など

IV 市町村における保険料の標準的な算定方法

- 市町村標準保険料率は府内統一（激変緩和措置期間は6年間） など

V 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- 実績と取組の両面から評価する仕組みを構築 など

VI 市町村における保険給付の適正な実施

- 療養費の支給の適正化 など

VII 医療費の適正化の取組

- 医療費適正化に対するインセンティブとして、実績と取組の両面から評価する仕組みを構築
- 重点配分により、積極的に取り組む市町村への支援を拡充 など

VIII 市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進

- 被保険者証の様式、更新時期、有効期間等の統一 など

IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 地域包括ケアシステムの推進に対するインセンティブ方策の構築など

X 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

- 対等な立場での協議する場として、調整会議を引き続き設置 など

* 大阪府国民健康保険運営方針（素案）の概要は、別添資料1をご参照ください。

3-1. 府保険料試算1回目（2月分）について

- 大阪府において、各市町村の平成28年度予算のデータを基に、平成29年度に新制度が開始されたと仮定した場合の市町村標準保険料率の試算が行われました。（2月の試算。試算の前提条件は、本市の実際の保険料算定と異なる。）
- 比較できるように試算の条件を本市の実際の保険料算定と揃えると、その差は3,254円（試算の保険料が高い）となりました。

大阪府の
粗い試算

① 平成29年度広域化と仮定した府試算保険料（市独自繰入なし）

府算出1人当たり保険料

154,350円

- 府は一般会計からの繰入4億円をすべて保険料抑制に充当したものと（この繰入がないと大幅に保険料試算額が上昇する）として算定しているが、実際には累積赤字の解消に充当しているため金額を補正
- 法定外繰入分（医療、後期） 13,289円
同上（介護） 2,184円
計 15,473円

平成28年度と同等の繰入を行ったものと仮定して試算を補正

補正額：15,473円

② ①に市独自繰入を行った場合の保険料

138,877円

- 府は3月・市は1月時点の数値を使用しているため時点修正
- 府は市独自の「身障減免・年齢軽減」を保険料に上乗せして算定しているが、実際は一般会計から繰入金を充当しているため金額を補正
- 保険料予算、法定軽減を補正 472円（時点修正）
- 「減免・軽減」の繰入金を加味 3,037円
計 3,509円

市の独自減免等の算定方法が異なるため試算を補正

補正額：3,509円

③ 市独自減免制度等を加味した場合の保険料

135,368円

本市の保険料計算方法に揃えるため試算を補正

補正額：24,578円

④ 本市の保険料計算方法に置き換えた場合の保険料

110,790円

- 府は低所得者に対する法定軽減分を保険料に上乗せして算出しているが、実際は一般会計からの繰入金を充当しているため金額を補正
- 介護分保険料の被保険者数のとらえ方の違いによる補正
- 府は収納率100%として保険料必要額を算定しているが、実態に合わせて補正

差額：3,254円

- 広域化により他市町村の影響を受ける金額

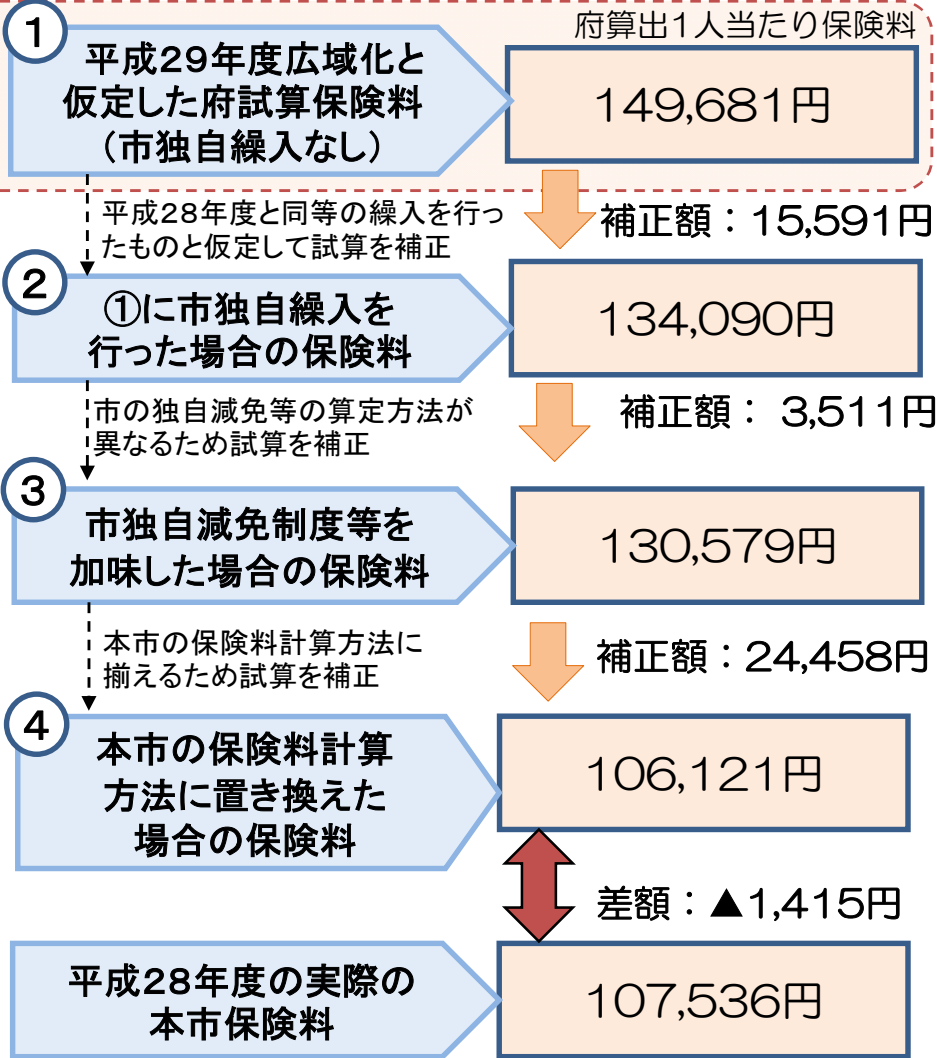
平成28年度の実際の本市保険料

107,536円

3-2. 府保険料再試算2回目（10月分）について

- 大阪府において、各市町村の平成28年度予算のデータを基に、平成29年度に新制度が開始されたと仮定した場合の市町村標準保険料率の試算が再度行われました。（10月の試算）
- 2月試算と同じく、試算の前提条件は本市の実際の保険料算定と異なるため、比較できるように試算の条件を本市の実際の保険料算定と揃えると、その差は1,415円（試算の保険料が安い）となりました。

大阪府の
粗い試算



●府は一般会計からの繰入4億円をすべて保険料抑制に充当したもの（この繰入がないと大幅に保険料試算額が上昇する）として算定しているが、実際には累積赤字の解消に充当しているため金額を補正

・法定外繰入（医療、後期）	13,296円
同上（介護）	2,295円
計	15,591円

●府は3月・市は1月時点の数値を使用しているため時点修正

●府は市独自の「身障減免・年齢軽減」を保険料に上乗せして算定しているが、実際は一般会計から繰入金を充当しているため金額を補正

・保険料予算、法定軽減を補正	472円（時点修正）
・「減免・軽減」の繰入金を加味	3,039円
計	3,511円

●府は低所得者に対する法定軽減分を保険料に上乗せして算出しているが、実際は一般会計からの繰入金を充当しているため金額を補正

●介護分保険料の被保険者数のとらえ方の違いによる補正

●府は収納率100%として保険料必要額を算定しているが、実態に合わせて補正

●調整交付金：100億円の算入	▲1,088円
●その他	
*増要因：被保険者数の減少、保険料減免・保険事業の拡充	▲327円
*減要因：国費300億円、過年度保険料の充当	
計	▲1,415円

4. 今後のスケジュール（予定）

		平成29年					平成30年				
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大阪府の動き	国の動き			▽公費拡充の考え方提示			▽仮係数提示			▽確定係数提示	
	保険料					▽第2回試算	→仮係数による試算			→納付金・標準保険料率確定	
	運営方針 ※3月に「骨子」公表			▽「たたき台」公表		▽4市からの申し入れに対し回答	▽「素案」公表			▽「運営方針」公表	
	国保運営協議会			▽第2回府運協【運営方針たたき台意見交換】			▽第3回府運協【運営方針諮問】	▽第4回府運協【運営方針答申】		▽第5回府運協【納付金・標準保険料率報告】	
	条例・予算							▽関係条例等議決		▽予算議決	
箕面市の動き	保険料									▽保険料率算定	
	運営方針	北摂各市と協議				▽市議会から府知事へ意見書	▽4市から府へ申し入れ			▽法に基づく意見聴取へ回答	
	国保運営協議会					▽府議会経由の府への予算要望		▽第2回市運協		▽第3回市運協	
	条例・予算									▽条例改正・予算議決	

広域化施行

この間の府に対する意見や申し入れにより、医療費適正化の取り組みが評価されたことから箕面市としては同意する予定です。